

OKB電子契約サービス利用規定

OKB電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社大垣共立銀行（以下「当社」といいます。）が提供するOKB電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）をお客さま（以下「契約者」といいます。）が利用する際に、当社と契約者の間で適用される事項を定めるものです。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が本サービスの利用を承諾した契約者が、インターネットに接続されているパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末機」といいます。）により、本サービスにかかるシステム（以下「電子契約システム」といいます。）を介して、当社所定の取引における電子署名による契約の締結（以下「電子契約」といいます。）を行うことができるサービスです。

第2条（本サービスの利用申込）

- 本サービスの利用にあたり、本規定の内容を承諾し、当社所定の必要書類等を添付したうえで、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）にて申込を行い、当社の承諾を得て契約者となる必要があります。また、本サービスを利用して、電子契約を行う都度、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に届け出るものとします。
 - 本サービスの利用において端末機に表示された契約書等に電子署名を行う権限を有する個人（以下「署名者」といいます。）の氏名およびショートメッセージサービスが利用可能な電話番号。なお、署名者については、契約者が個人の場合はご本人、法人の場合は当該法人の役職員に限ります。
 - その他当社所定の届出事項
- 署名者が電子署名を行うにあたり、前項第1号により届出された電話番号にて、電子署名用P I Nコード（以下「P I Nコード」といいます。）が記載されたショートメッセージを受信します。ショートメッセージを受信できない場合、本サービスを利用することができず、当社はこれについて一切の責任を負いません。
- 本条第1項第1号により届出された署名者は、契約者から、当社との間の電子契約にかかる一切の権限を与えられたものとみなされます。
- 契約者と署名者が異なる場合、契約者は署名者に対し、本規定の内容を遵守させるものとします。また、署名者が本規定に違反した場合の責任は契約者が負うものとします。

第3条（電子証明書）

- 契約者は、署名者の電子証明書の発行を、当社に委託し、当社を介して申請するものとします。
- 契約者および署名者は、当社と電子証明書の電子認証局である日鉄ソリューションズ株式会社（以下「発行者」といいます。）との間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で、署名者の個人情報相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
- 契約者および署名者は、以下の電子証明書発行サービス証明書ポリシー／認証局運用規程（以下「電子証明書ポリシー」といいます。）を承諾し、電子証明書ポリシーに記載された用途に限り電子証明書を使用できるものとします。
〈電子証明書ポリシー〉
発行者：日鉄ソリューションズ株式会社
U R L： <https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/cpcps.pdf>
- 電子証明書のP I Nコードは第2条第1項第1号により届出された電話番号宛に送信され、署名者はショートメッセージサービスを利用して、これを受け取るものとします。
- 署名者は有効期限を超過した電子証明書を使用できないものとします。
- 電子証明書の信頼性を損ねると合理的に判断される事象が発覚した場合に、契約者または署名者に通知することなく、当社または発行者の判断で電子証明書を失効させることができるものとします。

第4条（電子契約の手続）

- 本サービスを利用して電子契約を行う取引の内容等については、当社が契約者と事前に協議した内容に従って、当社が電子契約システムに登録します。
- 署名者は、前項により登録された取引の内容等に誤りがないことを確認したうえで、電子証明書が信頼できるものと認め、第2条第2項により送信されるP I Nコードを使用して、電子契約を行います。当該電子契約は、別途当社が必要とする事務処理をすべて完了した時点で、その効力を生ずるものとします。
- 前項の署名者が行った電子契約の意思表示の効果は、契約者に帰属します。
- 契約者と当社との間で契約内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
- 電子契約についてその効力が生ずる前に、契約内容の訂正や取消が必要となった場合は、当社所定の手続を行うものとします。

第5条（ユーザー I D、パスワード、P I Nコードの管理）

- 電子契約後に電子契約システムのユーザー I Dおよびパスワードを当社所定の案内書（以下「案内書」といいます。）により、契約者または署名者に交付するものとします。
- 案内書に記載されたユーザー I Dおよびパスワードは契約者に帰属します。

- 契約者または署名者は、案内書の交付を受けた場合、速やかに電子契約システムにログインし、パスワードの変更を行うものとします。
- 契約者はユーザー I D、パスワードおよびP I Nコードを署名者以外の者に一切開示しないものとし、また署名者がユーザー I D、パスワードおよびP I Nコードを第三者に開示することがないよう、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。契約者または署名者がユーザー I D、パスワードまたはP I Nコードを第三者に漏えいしたことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。
- ユーザー I D、パスワードまたはP I Nコードの紛失、盗用その他不正使用のおそれがある場合は、直ちに当社所定の方法によりパスワードの変更、P I Nコードの再発行または本サービスの利用停止の手続をとるものとします。
- ユーザー I Dの有効期限は電子契約を行った融資の実行日の9 0日後とします。有効期限内にユーザー I Dまたはパスワードを失念した場合、または有効期限が到来したユーザー I Dについて、当社が必要と判断した場合、または契約者からの依頼により当社が認めた場合に、当社が再度発行します。
有効期限到来後に再度発行する場合のユーザー I Dの有効期限は、当社が再発行にかかる所定の手続きを完了した日の1ヵ月後の応当日（応当日が休日の場合は、その翌営業日）とします。

第6条（手数料）

本サービスの利用にあたり、当社所定の手数料が発生する場合には、当社は電子契約に基づく借入金元金の弁済用預金口座より、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手なしで、または普通預金通帳および同払戻請求書なしで引き落とすことができるものとします。

第7条（書面の利用等）

契約者は、本サービスが利用できない場合やそのおそれがある場合、またはやむを得ない事情がある場合には、当社が指定する方法で当社と書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続を行うことができます。その際に必要となる費用は契約者が負担するものとします。

第8条（セキュリティ対策）

契約者は、インターネットを使用することに起因するリスクを理解し、端末機へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第9条（海外からの利用）

本サービスの利用は、原則として、日本国内からの利用に限るものとします。海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第10条（届出事項の変更等）

- 契約者は、氏名または商号、住所、実印、その他の届出事項を変更する場合は、直ちに当社所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- 契約者が法人の場合、署名者が当該法人の役職員ではなくなった場合、または署名者としての権限を解除された場合は直ちに当社に届け出るものとします。
- 契約者は、署名者を変更する場合は、当社所定の手続によりその旨を当社に届け出るものとします。
- 契約者が変更の手続を怠ったことにより、契約者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。また、当社所定の方法によって届け出ない限り、その効力を生じないものとします。
- 契約者が本条第1項の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当社からの通知が延着または未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（利用停止等）

- 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当社はいつでも、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはその他裁判上の倒産処理手続開始の申立があった場合
 - 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - 前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
 - 解散その他営業活動を休止した場合
 - 契約者が死亡した場合
 - 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - 契約者または署名者が不正な取引を行ったと当社が判断した場合
 - 契約者または署名者が、法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当社が判断した場合

- (10) 本規定、銀行取引約定書その他、契約者が当社との間で締結している約定・契約に違反した場合等当社が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
2. 前項の規定に基づき本サービス利用が停止された場合、これにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 1 2 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、契約者または署名者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、契約者または署名者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または署名者が、暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは本条前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスを利用することが不適切であると当社が判断した場合には、本サービスの利用を停止します。
4. 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、契約者または署名者は当社になんらの請求を行うことはできず、当社に損害が生じたときは契約者がその責任を負います。

第 1 3 条（譲渡、質入れ等の禁止）

契約者および署名者は、本サービス利用上の地位その他本サービスにかかるいっさいの権利および義務を譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできないものとします。

第 1 4 条（準拠法と管轄）

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店または取引店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 1 5 条（本サービスの変更、停止および廃止）

1. 当社は、当社が合理的に必要であると判断した場合は、本サービスの内容を変更できるものとし、また、天災、人災もしくは紛争など本サービスの運用上、やむを得ない事情があると合理的に判断したときは、本サービスを停止もしくは廃止することができるものとします。この場合、契約者は当社に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当社に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 契約者は、当社が本サービスを廃止する場合、電子契約システムに登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

第 1 6 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第 1 7 条（秘密保持）

契約者および署名者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当社の情報を第三者に開示・漏えいしないものとします。

第 1 8 条（個人情報の取り扱い）

当社は、契約者および署名者が本サービスを利用することで当社が取得する個人情報については、当社「個人情報保護宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 1 9 条（規定の変更等）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、または当社ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 2 0 条（免責）

1. 第 1 5 条の規定に基づき当社が本サービスを変更、停止または廃止した場合に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
2. 契約者が、他者と共用している電話番号を当社に届け出たことを事由に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 契約者または署名者がユーザー I D、パスワードまたは P I N コードを第三者に漏えいしたことにより、契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取り扱いの遅延等により生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
- (1) 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
- (2) 当社が安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏えい、通信業者のシステム障害等が生じたとき
- (4) 技術上または運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当社が判断したとき
- (5) その他、当社の責めに帰すべからざる事由があるとき
5. 当社が、ユーザー I D、パスワードおよび P I N コードの一致を確認し取り扱いした場合は、ユーザー I D、パスワードまたは P I N コードにつき不正使用・盗用および通信電文の改竄・盗み見その他の事故であっても、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
6. 契約者が提出した書面等に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
7. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当社は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示できるものとします。この場合、情報を開示したことにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
8. 本サービスを利用したことによる損害は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当社に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

以 上